

退院したくても、住む場所がない。そんなときは？

～地域移行を支えるインフォーマルサービスの試み～

特定非営利法人エヌピーオーいずみ

就労継続支援B型事業所 ワークみどり

大門 竜司

精神科病院に入院している人の中で、病状や状態が安定したり軽減したりしているにもかかわらず、退院ができない、または退院先が見つからないとされている人は相当数いるといわれています。その中には、さまざまな経過の中で家族との関係が希薄化し、退院後の帰る場所や支援者を失っている人がいるようです。

「住居」と「支援者」があれば、地域での生活の可能性のある人はたくさんいるのではないかな。そんな思いから、多くの援助者たちが個人的に保証人になったり、不動産業者と交渉のすえ、作業所などが施設名で保証人になったりなどして、社会復帰施設などへの入所を経てアパートで暮らし、地域生活支援センターを利用しながら、新たな生活をスタートさせた人が多数いました。しかし、その人数が増えるにつれ、保証人や担当者が精神的負担を感じたり、施設が無理をしたりして疲弊している現状がありました。

そのような状況下で、川崎市が「公的な住宅保証事業」を開始し、こうした制度を自らの住む地域にもつくりたいと多くの援助者が思い始めています。確かに、行政を動かすことも必要ですし効果的ですが、制度のスタート時には利用までに時間がかかったり、柔軟に対応できないこともあります。そのため、各地でインフォーマルなサービスをシステム化して、こうした課題を解決しようという取り組みが始まりつつあります。

居住支援を行う「ひきねっと」

ここでは、埼玉県比企^{ひき}地域で居住支援を通じた地域支援の実践を紹介します。この地域で精神障害のある人を支援する関係職員に声をかけ、2004年3月、精神障害のある人の「保証人受託」と「生活継続支援」を考えるべく、「比企地域を考える会」が発足しました。それ以来、月1回の会議を重ね、2006年8月に「ひきねっと」の開設に至りました。開設までの過程で「居住支援は精神障害者に特化した問題ではない」との意見を重視し、対象者は地区の保健医療圏域に居住しているか今後居住する予定の人で、医療や福祉のサービスを受けている人、身寄りのない人、あるいは身寄りはあるが事情により保証人がいない人、現在利用している医療や福祉サービス機関からの推薦が得られる人としています。

●活動内容

「ひきねっと」は、①保証人受託事業、②生活継続支援事業の2つの事業を柱として活動するNPO法人です。

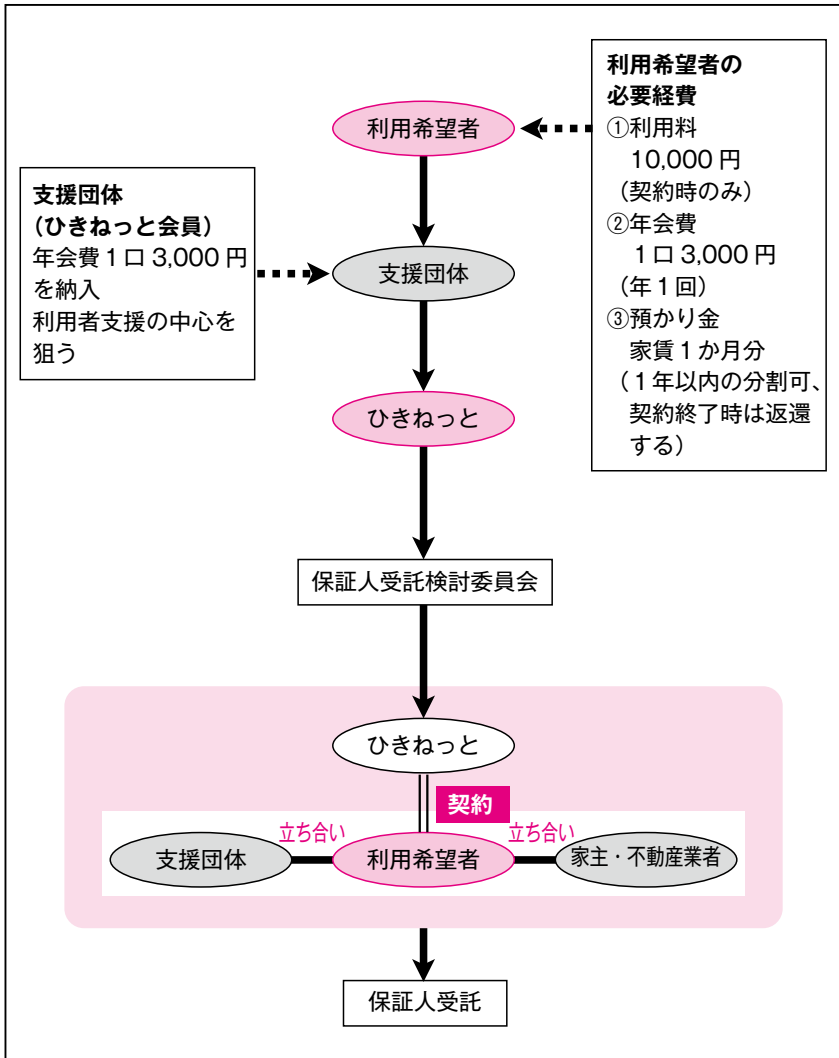
①保証人受託事業

アパートなどの「住まい」を借りるとき、多くの場合「保証人」が必要になります。一定条件を満たす人に対して、「ひきねっと」の「登録保証人」、または「ひきねっと」自体が保証人となります。

②生活継続支援事業

「住まい」を確保できたら、そこでの生活が始まります。安心して生活を続けるためには、「相談相手、話し相手」「生活の支援者」が必要になります。現在は、「推薦事業者」が中心になってその役割を担っています。

(図) 「ひきねっと」利用までの流れ



◎今後の検討課題

今後の検討課題として考えられることとして、下記の点をあげたいと思います。

- ①契約などの手続きが複雑でわかりにくいいため、手続きを簡素化する。
- ②ボランティアや民生委員などのほかの一般住民に対して、活動に理解・協力してもらえる啓発を行い、地域住民に参加してもらえるようなくみづくりを考え、「生活継続支援事業」を強化する。
- ③権利擁護支援センター設立の必要性を検討する。
- ④就職の際の「身元保証人」受託を検討する。

障害のある人などが、社会で「生きづらい」という現実があるとすれば、問題が社会のほうにも多々あるのだと思います。現在までの「ひきねっと」の利用者には家賃滞納による解約者が一人もいないことが、それを証明しており、このことが「ひきねっと」の誇りです。

大門 竜司（おおかど・りゅうじ）：1991年より精神科の精神保健福祉士として勤務。生活訓練施設、地域生活支援センターを経て、現在は就労継続支援B型事業所に勤めている。
生活訓練施設勤務中に保証人のいない数多くの利用者に出会い、「ひきねっと」の設立のメンバーとなる。